

○武器等製造法に基く武器製造の許可 の一部権限委譲について

〔昭和二十九年十二月一日 二九重第八四二二号〕
通商産業局長あて 通商産業事務次官

武器等製造法（昭和二十八年法律第一四五号）第四条但書の規定による製造許可のうち、武器たる部品の交換を伴わない軽微な改造または修理を行なう場合（銃砲弾または爆発物に係る場合を除く。）に係るものについては、昭和二十九年十二月一日以降通商産業局において受理したものにつき、通商産業局長限りで処理することとされたので命により通知する。

なお、当該事務の処理については、別途重工業局長の指示するところによらるたい。

武器等製造法に基く武器製造の許可の 一部権限委譲について

〔昭和二十九年十二月一日 二九重第八四二二号〕
通商産業局長あて 通商産業省重工業局長

武器等製造法（昭和二十八年法律第一四五号）第四条但書の規定による製造許可のうち、武器たる部品の交換を伴わない軽微な改造または修理を行う場合（銃砲弾または爆発物に係る場合を除く。）に係るものについては、昭和二十九年十二月一日以降通商産業局において受理したものにつき通商産業局長限りで処理することとされたが当該事務の処理については下記によらるたい。

記

一 許可の基準について

この許可は次の基準に従つて審査し適合している場合は許可するものとする。

- (1) 工作のために必要とする機械器具および検査設備を有すること。

製造許可の対象となるものの工作には、事業許可の技術上の基準に示された各種の機械器具および検査設備を必ずしも必要としない場合があるが、少くとも工作には工作のための機械

器具と検査設備は、もつていなければならない。

(2) 保管設備を有すること。

軽微な改造、修理といえども武器を取り扱うのであるから、危害予防上適当な保管設備をもつていなければならない。

(3) 引渡先が明らかであること。

改造、修理は受注によつて行われる場合が多いので製品の移動する経路は概ね明らかであるが、公共の安全を確保するため特にその引渡先を明かにし、かつ、これを確認しておかなければならない。

(4) 申請者が法第五条第一項第五号に掲げる事由に該当しないこと。

武器の製造は公共の安全に密接な関係があるので人的要件をも規制するため、申請者が法第五条第一項第五号に掲げる事由に該当していないことを要する。

二 申請者の審議に当たつての注意

(1) 武器の構造、性能についての機密保持について、改造、修理を依頼する武器の中には発注者側で構造型能について機密保持上詳細な内容提示をしないものもあるが、この場合は事情検討の上、止むを得ないと認められるときは、あえて内容提示を求めるとはしない。なお、内容提示のあつたものについては、申請者の意思を尊重して処理し、外部への発表等は特に慎重に取

り扱うものとする。

(2) 発注の確認

未発注のものを予想して申請をする場合があるので審査に際しては発注の有無を確認した上、その確実なものについてのみ許可するものとする。この確認は発注者に発注の有無を問い合わせるとか、契約書で確認するとかの方法によることとし、また長期的継続的なものを包括許可することができるものは、当分の間航空機とう載武器の修理に限るものとする。

(3) 製造事業との関連についての考慮

製造許可と事業許可の両者は法律上関連はない。この点、申請者に誤解のないよう指導されたい。もし、製造許可によつて、当該武器の修理実績を作るとともに工作設備を整備し、将来事業者としての生産体制を整備してゆくようなおそれのあるものについては、武器産業全体としての生産分野および生産系列の観点を考慮する必要があるので、疑義を生じた場合は至急本省に連絡をとられたい。

(4) 許可書の交付

許可をしたときは、別紙様式一による許可書を交付し、別紙様式二により国家公安委員会、都道府県公安委員会もしくは海上保安庁長官に許可の通報をするとともに重工業局長あて、許可書および公安委員会等への通知書の写を送付すること。